

はじめに.

労働保険とは

労働保険とは労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)と雇用保険とを総称したものであり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については「労働保険徴収法」に基づき原則的に一体のものとして取り扱われています。

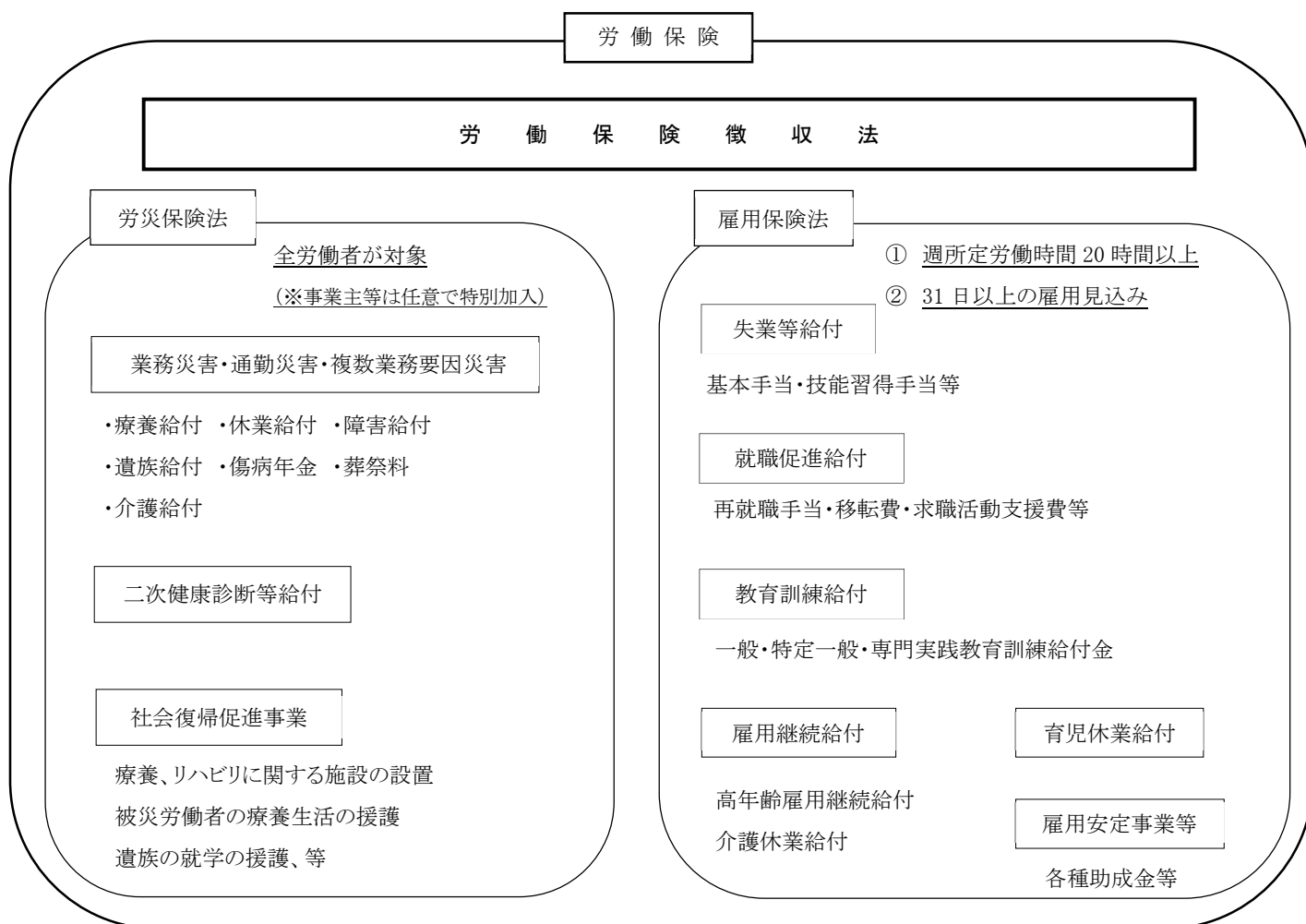
労働保険は、原則として、労働者を一人でも雇っていれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。保険関係は、労働者を雇用した日から生じます。

労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合に、労働者の生活の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、雇用構造の改善等を図るための事業も行っています。



労働保険の適用について

労働保険は事業を単位として適用されます。農林水産事業の一部が「暫定任意適用事業」とされているほか、労働者を使用する事業は、業種を問わずすべて「適用事業」となります。

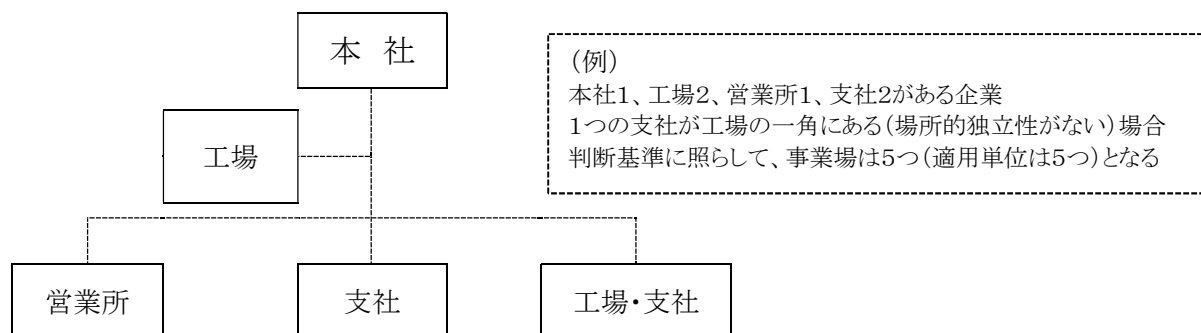
事業とは(適用単位)

一定の場所において一定の組織の下に有機的に相関連して行われる、一体的な経営活動ないし作業のことを指し、経営上一体をなす「本店」、「支店」や「工場」、「鉱山」、「事務所」であっても、それぞれを「事業」とします(下図1参照)。

《判断基準》

- ・ 場所的に他の事業から独立しているかどうか。
- ・ 組織的に一つの単位体をなし、経理・人事・経営上の指揮監督等において独立性があるか。
- ・ 施設として相当期間継続性を有するかどうか。

(図1)



事業の種類(適用単位)

《継続事業と有期事業》

事業の期間が… 決まっていない⇒	継続事業 = 倒産や事業廃止をしない限り、永久に事業が存続するもの。 (例) 一般の工場・商店・事務所等
事業の期間が… 決まっている ⇒	有期事業 = 一定の予定期間に所定の事業目的を達成して事業が終了するもの。 (例) 建設工事・道路工事、木材の伐採等

※建設事業については原則として建設現場請負契約ごとに一つの事業として扱うことになっており、労災保険は建設現場の元請受注者が下請業者の労働者分までまとめて加入することとなっています。

《一元適用と二元適用》(P15 参照)

一元適用事業 ⇒ 労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係の双方を一つの労働保険の保険関係として取扱う

二元適用事業 ⇒ 労災、雇用の両保険を特例として保険関係ごとに別個に取り扱う

業種と保険料率 … 1つの事業につき、1つの料率

労働保険料 = 賃金総額 × 保険料率

労働保険料の算定基礎となる保険料率は、適用単位事業毎に主たる事業の内容(業種)によって決定される。